

新旧対照表（案）

① 市の責務として「気候変動への適応」を追加

改正後	改正前
（市の責務） 第４条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。 （１） 公害の防止に関すること。 （２） 緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他の自然環境の保全等に関すること。 （３） 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。 （４） 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。 （５） 良好な景観の保全及び歴史的文化的遺産の保全等に関すること。 （６） 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。 （７） 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護<u>及び気候変動への適応</u>等の地球環境の保全等に関すること。 （８） 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。 ２ 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。	（市の責務） 第４条 市は、環境の保全等を図るため、次の各号に掲げる事項について基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。 （１） 公害の防止に関すること。 （２） 緑地、河川、土壌、地下水、湧水その他の自然環境の保全等に関すること。 （３） 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。 （４） 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。 （５） 良好な景観の保全及び歴史的文化的遺産の保全等に関すること。 （６） 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。 （７） 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全等に関すること。 （８） 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。 ２ 市は、環境の保全等を図る上で市民及び事業者が果たす役割の重要性にかんがみ、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

② 事業者の責務として「環境教育」を追加

改正後	改正前
(事業者の責務) 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減<u>及びその雇用する者に対し、環境の保全等に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全等の意欲の増進又は環境教育の実施</u>に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。	(事業者の責務) 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。

③ 滞在者の責務に関する条文を新設

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、事業者、<u>市民及び滞在者</u>の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) 公害 環境の保全等の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。 <u>(3) 滞在者 観光、通勤等で一時的に市内を訪れる者をいう。</u> ……略…… <u>(滞在者の責務)</u> <u>第●条 滞在者は、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。</u>	(目的) 第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本となる理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全等の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) 公害 環境の保全等の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。 ……略……

④ 市民、事業者及び市が協働のもと、環境の保全に努める旨を追加

改正後	改正前
(事業者の責務) 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、<u>市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。</u> <u>4</u> 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。 (市民の責務) 第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、<u>市及び地域社会と協働して環境の保全等に努めなければならない。</u>	(事業者の責務) 第5条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報の提供に努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。この場合において、市長が定める規模の事業活動を行う者は、その事業活動に係る環境の保全等に関する適正な配慮の措置を市長の求めに応じて報告するように努めなければならない。 (市民の責務) 第6条 市民は、その日常生活において、環境への負荷の低減並びに公害の防止及び自然環境の適正な保全等に努めなければならない。 2 市民は、前項に定めるもののほか、環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するように努めなければならない。

⑤ 「環境配慮行動」を「環境行動」へ変更

改正後	改正前
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全等の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) 公害 環境の保全等の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であつて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。 (3) 滞在者 (4) <u>環境行動 より良い環境や社会の実現に向けた行動の必要性を理解し、自ら積極的に行動していく行動のこと。</u> ……略……	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全等の支障の原因となるおそれのあるものをいう。 (2) 公害 環境の保全等の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であつて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。 ……略……
(環境基本計画) 第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、立川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。 2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 目標 (2) 施策の方向 (3) <u>環境行動指針</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項	(環境基本計画) 第7条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、立川市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。 2 環境基本計画は、環境の保全等について、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 目標 (2) 施策の方向 (3) 環境配慮指針 (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ立川市環境審議会の意見を聴き、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。	3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ立川市環境審議会の意見を聴き、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。
---	---

⑥ 環境審議会の委員定数を変更

改正後	改正前
(環境審議会) 第 18 条 法第 44 条の規定に基づき、立川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。 (1) 環境基本計画に関すること。 (2) 環境の保全等に関する基本的事項 3 審議会は、委員 <u>15</u> 人以内をもって組織する。 4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。 (1) 市民 <u>5</u> 人以内 (2) 学識経験を有する者 <u>4</u> 人以内 (3) 事業者 <u>4</u> 人以内 (4) 関係行政機関の職員 <u>2</u> 人以内 (5) 削除 (6) <u>削除</u> 5 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。 6 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 9 審議会は、会長が招集する。 10 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。 11 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	((環境審議会) 第 18 条 法第 44 条の規定に基づき、立川市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査審議する。 (1) 環境基本計画に関すること。 (2) 環境の保全等に関する基本的事項 3 審議会は、委員 28 人以内をもって組織する。 4 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。 (1) 市民 12 人以内 (2) 学識経験を有する者 5 人以内 (3) 事業者 5 人以内 (4) 関係行政機関の職員 5 人以内 (5) 削除 (6) 市長の部内の職員 1 人 5 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。 6 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によって定める。 7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 9 審議会は、会長が招集する。 10 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。 11 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。